

社会福祉法人四条啜福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人四条啜福社会の役員並びに評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬等	10,000円(源泉徴収後の額)

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報 酬 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000円(源泉徴収後の額)

(理事長、常務理事及び監事の勤務報酬等)

第4条 理事長、常務理事及び監事が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、次により報酬を支払うことができる。

名 称	報 酬	交通費 (月額)	備 考
理事長業務報酬等(月額)	250,000円 (但し年金受給者は 150,000円)	実費	
常務理事業務報酬等(月額)	250,000円 (但し年金受給者は 150,000円)	実費	職員との兼務 がない場合
監事監査指導報酬等(日額)	10,000円(源泉徴収後の額)		

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が必要な法人業務に従事した場合は、次により報酬を支払うことができる。

名 称	報 酬 (日額)	備 考
評議員選任・解任委員報酬等	10,000円(源泉徴収後の額)	職員との兼務が ない場合

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

ただし、第5条(評議員選任・解任委員の報酬等)は委員会発足日より適用する。